

第 2 回福岡交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

福岡交通圏におけるタクシー事業は、国土交通大臣より「供給輸送力が輸送需要に対して過剰であり、当該地域における事業用自動車一台当たりの収入の状況、供給輸送力を削減しなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し輸送の安全を及び利用者利便の確保を図るとともに公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要である」と認められ、平成 27 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの間、特定地域として指定されたところです。

この国土交通大臣の指定を受けて、平成 28 年 2 月 9 日「福岡交通圏タクシー特定地域協議会」を設立致しました。

この協議会では、上記の特定地域の指定の要件である地域であることに留意し、「特定地域計画」を定めることが求められています。

つきましては、「第 2 回福岡交通圏タクシー特定地域協議会」を下記の通り開催致しますので、お知らせ致します。

なお、新たに当協議会の構成員として参画希望者は、開催日の 30 日前（9 月 20 日）までに下記お問い合わせ先までお申し出下さい。

記

1. 開催日時 : 平成 28 年 10 月 19 日（水） 14:00～
2. 開催場所 : 西鉄グランドホテル 2 階鳳凰の間
福岡市中央区大名 2-6-60 TEL : 092 (751) 7171
3. 予定議題 : (1) 福岡交通圏タクシー特定地域設置要綱の一部改正について
(2) 福岡交通圏タクシー特定地域協議会特定地域計画（案）について
①タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針
②地域計画の目標について
③供給輸送力の削減について
④計画の目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項について
(3) その他

※ 当協議会設置要綱に基づき公表するもので、議題については現時点の予定につき当日の協議会では内容変更になる可能性があります。

(問い合わせ先)

福岡交通圏タクシー特定地域協議会事務局

(一般社団法人福岡市タクシー協会内) 担当：森川・宗

TEL : 092-434-5100 FAX : 092-434-5123